

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1964号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前				
<b>別表第1（第2条関係）</b>				<b>別表第1（第2条関係）</b>				
	組織上の区分	職	区分		組織上の区分	職	区分	
知事の 事務部 局	本庁	(略)		本庁	(略)	室長（課又はセンターに置かれる <u>室の長</u> （原発関連安全確保・地域活性化推進室長を除く。）に限る。）	5種	
		(略)					(略)	
		(略)					(略)	
	(略)		(略)		(略)			
	職業能力開発校	(略)	新潟テクノスクール副校長	5種	職業能力開発校	(略)	新潟テクノスクール副校長 新潟テクノスクール総務課長	5種
(略)				(略)				
(略)				(略)				
教育委員会の 事務局	(略)			教育委員会の 事務局	(略)			
	教育事務所	所長	5種		教育事務所	所長	3種	
	教育センター	所長	5種		教育センター	所長 <b>次長</b>	3種 5種	
(略)				(略)				
警察	(略)			警察	(略)			
	警察署	新潟中央警察署長	3種		警察署	新潟警察署長 新潟中央警察署長	3種	
		(略)	4種			(略)	新潟警察署副署長	4種
	(略)				(略)			
(略)				(略)				
備考 (略)				備考 (略)				

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

